改正

平成23年4月1日教委規則第1号 平成27年12月16日教委規則第6号 平成28年3月25日教委規則第1号 平成29年4月1日教委規則第1号

奈井江町児童生徒就学援助規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者及び同法第81条の特別支援学級において就学する児童生徒の保護者に対し必要な援助(以下「就学援助」という。)を行うことにより、義務教育の円滑な実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

- **第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。
 - (1) 児童生徒 次に掲げるものをいう。
 - ア 奈井江町内に住所を有し、かつ、奈井江町立小学校又は奈井江町立中学校に在学するもの及び次年度に入学を予定しているもの
 - イ 奈井江町内に住所を有し、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第9条の承諾を 得て他の市町村の設置する小学校又は中学校に在学するもの及び次年度に入学を予定して いるもの
 - (2) 保護者 児童生徒に対して親権を行う者(親権を行う者がないときは、未成年後見人)をいう。
 - (3) 世帯の構成員 住民票が同一世帯の者及び住民票が別であっても生計が同一の者 (受給の資格)
- 第3条 就学援助を受けることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)(以下「生活保護法」という。)第6条第2項の 要保護者
 - (2) 就学援助を実施する年度(以下「当該年度」という。)の4月1日を含む年の前年における世帯の構成員の所得の合計額の所得の合計額(以下「前年所得合計額」という。)が、生活保護法第8条に規定する基準需要額(以下「基準需要額」という。)に100分の130を乗じて得た額に満たない世帯の構成員たる保護者
 - (3) 当該年度の4月1日を含む年における世帯の構成員の所得の合計額が前号に規定する額に満たないこととなる世帯の構成員たる保護者
 - (4) 当該年度の4月1日に特別支援学級において就学する児童生徒の属する世帯の前年の所得の合計額が、基準需要額に100分の250を乗じて得た額に満たない世帯の構成員たる保護者
 - (5) その他奈井江町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要であると認める保護者

(援助の費目)

- 第4条 就学援助の費目は、次のとおりとする。
 - (1) 学用品等 児童生徒が通常必要とする学用品の購入費及び小学校又は中学校の第2学年 以上の学年に在学する児童生徒が通常必要とする通学用品の購入費
 - (2) 校外活動費 児童生徒が校外活動(学校外に教育の場を求めて行われる学校行事として

- の活動(修学旅行を除く。)をいう。以下同じ。)のうち宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学料
- (3) 宿泊を伴う校外活動費 児童生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費及び見学料
- (4) 修学旅行費 児童生徒が修学旅行に参加するために直接必要な交通費、宿泊費、見学料 及び均一に負担すべきこととなるその他経費
- (5) 体育実技用具費 児童生徒(小学校にあっては第1学年及び第4学年、中学校にあっては第1学年に限る。)が正課の体育又は保健体育の授業の実施に必要な体育実技用具で、当該授業を受ける児童生徒全員が個々に用意することとされているものの購入費
- (6) 新入学児童生徒学用品費等 小学校又は中学校に新入学する者が通常必要とする学用品 及び通学用品の購入費
- (7) 学校給食費 学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項の学校給食費に要する 経費
- (8) 医療費 児童生徒(特別支援学級において就学する者を除く。) が学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条の疾病にかかった場合に、当該疾病の治療のための医療に要する経費
- (9) 通学費 児童生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費
- (10) 課外部活動費 中学校の課外部活動の実施に必要な経費で、当該活動を行う生徒全員が 一律に負担すべきこととなる経費
- (11) 生徒会費 中学校の生徒会費として一律に負担すべきこととなる経費
- (12) PTA会費 小学校又は中学校において、学校を単位とするPTA活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費
- 2 就学援助費は、口座振替により保護者に直接支給することとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる費目に係る就学援助については、就学援助費を 保護者に代え、それぞれ当該各号に定めるところにより行う。
 - (1) 保護者が学校長へ支払うべき第1項第7号に規定する費目について、保護者に代わり就 学援助費により支払うこと。ただし、第3条第1項第4号に規定する保護者を除く。
 - (2) 保護者が医療機関に支払うべき第1項第8号に規定する費目について、保護者に代わり 就学援助費により支払うこと。
 - (3) 保護者より委任があった場合、保護者に代わり就学援助費により支払うこと。
- 4 前条第1号に規定する要保護者にあっては、第1項第1号から第3号まで及び第5号から第8号までに規定する就学援助費は支給しないものとする。
- 5 第2条第1号イに規定する児童生徒の保護者に対しては、第1項第7号及び第8号に規定する就学援助費は支給しないものとする。
- 6 第2条第1号ア及びイに掲げる次年度に入学を予定している児童生徒の保護者に対しては、 当該年度に第1項第6号に規定する就学援助費を支給することができるものとする。ただし、 当該年度の2月1日に奈井江町内に住所を有するものに限る。
- 7 第2条第1号ア及びイに掲げる次年度小学校に入学を予定している児童の保護者に対しては、 第1項第6号に規定する就学援助費のみを支給対象とする。
- 8 当該年度に小学校又は中学校に入学した児童生徒の保護者で前年度において第1項第6号に 規定する就学援助費の支給を受けたものに対しては、当該年度における第1項第6号に規定す る就学援助費の支給はしないものとする。

(受給の申請)

第5条 就学援助を受けようとする保護者(以下「申請者」という。)は、毎年度教育委員会が

定める定期申請期間内及び随時申請期間内に、教育委員会に申請書(別記様式第1号又は別記様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添えて、申請しなければならない。

- (1) 第3条第2号から第4号に規定する保護者にあっては、世帯の構成員の収入状況を証明 する書類
- (2) 証明すべき事実を公簿によって確認することができるときは、当該書類等を省略させることができる。

(受給者の認定)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があった場合は、第3条に規定する資格の審査を し、その結果を当該申請者に通知する。

(就学援助の支給額)

第7条 就学援助の支給額は、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育奨励費補助金交付 要綱(昭和62年5月1日文部大臣裁定)第3条に規定する額を基準とし、教育委員会が毎年度 定める。

(就学援助の開始)

第8条 就学援助は、当該年度の4月1日から開始する。ただし、当該年度の途中に申請があった場合は、月の15日以前に申請があった場合は当該月から、月の16日以後に申請のあった場合は翌月から開始する。

(異動の届出)

- 第9条 第6条の規定により就学援助の受給の認定を受けた者(以下「受給認定者」という。) は、次の各号の一に該当する場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。
 - (1) 第3条各号の規定に該当しなくなった場合
 - (2) 児童生徒が奈井江町立以外の小学校又は中学校に転学した場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、就学援助を必要としなくなった場合 (認定の取消等)
- **第10条** 教育委員会は、受給認定者が就学援助を必要としなくなったとき又は虚偽その他不正の 行為をしたときは、その認定を取り消すことができる。
- 2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、既に支給した就学援助の支給額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、就学援助に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。 NH 即

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年4月1日教委規則第1号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月16日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月25日教委規則第1号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号(第5条関係)

別記様式第1号

平成 年度就学援助費申請諸及び口座振替依頼書 兼 要 保 護 及 び 準 要 保 護 ・世 帯 票

※ 新規 継続

111 1111111							717 17 7 4	71124774					
1. 私は、下記の事由により就学援助を申請します。													
2. 私は、教育委員会が認定審査のために世帯の課税状況、生活保護・児童扶養手当及び年金の受給状況、公営住宅の家賃状況、その他の世帯状況													
等を調査することに同意します。													
3. 私は、奈井江町から口座振替払いにて受領する就学援助費について、下記の口座に振り込みされるよう依頼します。													
		平成年	月日					=					
		奈井江町教育委員会	様		申請者	- 仕 訴		〒 奈井江町					
			フリガナ										
		申請者氏名				印							
		電 話 番 号											
	1		<u> </u>		携帯電記	活番号	1						1
申		氏 名	ヨミガナ	続 柄	生 年	月日	4/1 現在の	年齢	性別	学	校	名	学 年
Į į									男 女				
重									男 女				
申請児童生徒名									男 女				
1	-						-		男 女				
上	生	氏 名	ヨミガナ	続 柄	生 年	月日	4/1 現在の)年齢	性別	職	業	・勤務	先
記	計を			世帯主					男 女				
以外	共								男 女				
の	にす								男 女				
家族	共にする方全								男 女				
状									男女男女				
況	員								男女男				
		1 生活保護が停止また						1 🖹					
		2 市町村民税が非課税となった。					住	2 公住					
-6-15	$\overline{}$	3 市町村民税が減免された。					宅	3 社宅					
就学	該当	4 事業税が減免された。					の	4 民間借家(家主氏名)	
援		5 固定資産税が減免された。 6 国民年金の掛金が減免された。 7 国民健康保険料が減免又は徴収猶予された。 8 児童扶養手当が支給された。 9 世帯更生資金の貸付を受けた。 10 日日雇用の労務に従事している。 11 その他の経済的理由により困っている。					状		その他 ()				
助	するもの						况 _		月額				
を必	のを										 E		
要	を○で囲						車		名義に関係なく保有の有無を記入*				
٤	囲						の	1 #	1 111				
する	んで下						所	2 1					
理	下さ						有						
由	(N)						状		(1) 生業、通勤のため(2) 身体障害者がいて必要なため				
							況		(3) その他				
								(3) その利 <u>地</u> ()		
							養育費		 有(月額			円) ・	無
	_					銀行	 信金 					支店・	去正
振込先指定口座							・農協					文/白 、 /	X <i>D</i> 1
デ 対	Ē		※ゆうちょ銀行の場	※ゆうちょ銀行の場合は支店名に漢数字3文字(例 九七八)をご記入ください。									
5	2	預金種別	普通・ 当座 (フリカ				ブナ) 		()
区	Ē	口座番号				名義							

別記様式第2号 (小学校新入学)

平成 年度就学援助費新入学児童生徒学用品費等

		人字前受赖	計 門 清 晋	及び口座る	好 依	親 🚡	
1.	私は、平成 年度新入学!	尼童生徒学用品費等の	入学前受給を中	口請します。			
2.	私は、教育委員会が認定審	脊査のために世帯の課 種	说状况、生活保証	蒦・児童扶養手当及で	び年金の受約	8状況、公営住生	宅の家賃状況、その他
	の世帯状況等を調査するこ	とに同意します。					
3.	私は、奈井江町から口座振	替払いにて受領する新	入学児童生徒	学用品費について、	下記の口座に	振り込みされる	よう依頼します。
	平成年	月 日					
	奈井江町教育委	美員会 様			₹		
			奈夫	-江町			
申請者住所 フリガラ							
申請者氏名電話番号							印
				携帯電話番号			
新	氏 名	ヨミガナ	続 柄	生年月日	4/1 現在の年	性 別	学校名
新入学児童名						男女	
光童						男女	
名	氏 名	ヨミガナ	続柄	生年月日	4/1 現在の年		職業・ 勤務先
(i)			世帯主	工 十 刀 口	4/ 1 OPIT 42 4.1	男女	40000000000000000000000000000000000000
上記書			世市土				
む い り せ	:					男 女	
外のにす						男女	
家族						男女	
上記以外の家族状況生計を共にする方全員						男女	
/几 負						男 女	
						男 女	
	1 生活保護が停止ま	たは廃止された。				自宅	
	2 市町村民税が非課	税となった。			住 2	公住	
	3 市町村民税が減免	された。		宅 3	社宅		
就該	4 事業税が減免される	た。			0 4	民間借家	
学 当	5 固定資産税が減免	された。			状	(家主氏名)
援る	6 国民年金の掛金が	6 国民年金の掛金が減免された。					()
助も	7 国民健康保険料が減免又は徴収猶予された。					家賃月額	円
込を	8 児童扶養手当が支給された。					自家用自動車の	保有の有無
要で	9 世帯更生資金の貸付を受けた。					*名義に関係なく	保有の有無を記入*
と歴		10 日日雇用の労務に従事している。					
する理んで下	11 その他の経済的理	山により困っている。	所 2	有			
理った	※上記 11 に○印をし	た場合、その理由を具	有	(1) 生業、通勤のため			
由い			状	(2) 身体障害者がいて必要なため			
					況	(3) その他	L
				()		
					養育費	有(月額	円) · 無
振	1			銀行 ・ 信金 ・	信組・農		支店 ・ 支所
込 先	金融機関名	※ゆうちょ銀行の場合は支店名に漢数字3文字(例 九七八)をご記入ください。					
振込先指定口	預金種別	普通・		(フリガ		()
戸座	口座番号	p-d 1 Name		口座名			
,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1			~	1	

	金融機関名	※ゆうちょ銀行の場合は支店名に	銀行 ・ 信金 ・ 信組 ・ 農協 に漢数字3文字(例 九七八)をご		支店 ・ 支所
	預金種別	普通 ・ 当座	(フリガナ)	()
	口座番号		口座名義		